



埼玉県報

第489号
令和6年(2024年)
2月13日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（情報管理課）

告示

- 埼玉県議会定例会の招集（財政課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 保安林の指定施業要件の変更予定（森づくり課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 荒川上流及び市野川流域下水道維持管理包括委託に関する契約の相手方等の公示（下水道事業課）
- 利根川右岸流域下水道維持管理包括委託に関する契約の相手方等の公示（下水道事業課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

埼玉県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

令和6年2月13日

埼玉県公安委員会委員長 工藤由起子

埼玉県公安委員会規則第2号

埼玉県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

埼玉県公安委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年埼玉県公安委員会規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「情報通信技術活用規則」という。）第11条及び埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年埼玉県条例第11号。以下「情報通信技術活用条例」という。）第10条の規定に基づき、公安委員会等に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）及び情報通信技術活用条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公安委員会等 埼玉県公安委員会、埼玉県警察本部長（以下「警察本部長」という。）及び警察署長をいう。
- (2) 法令等 法令及び条例等をいう。
- (3) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名及び地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名をいう。

(4) 電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(5) 申請等 情報通信技術活用法第3条第8号及び情報通信技術活用条例第2条第8号に規定する申請等をいう。

(電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等)

第3条 情報通信技術活用法第6条第1項又は情報通信技術活用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。

2 情報通信技術活用法第6条第1項又は情報通信技術活用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、申請等を書面等により行うときに法令等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他警察本部長が必要と認める事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない。

3 前項に規定する者は、警察本部長が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力し、又は送信しなければならない。

4 前2項の規定により申請等を行う者は、入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りではない。

(1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令等の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

(3) 前各号に規定するもののほか、公安委員会等が指定する電子証明書

5 法令等の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第2項及び第3項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力し、又は送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力し、又は送信されたものとみなす。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項又は情報通信技術活用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用した処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、公安委員会等の定めるところにより、公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 公安委員会等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて記録しなければならない。ただし、県の機関等に対して処分通知等を行う場合において、公安委員会等の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

3 情報通信技術活用法第7条第4項又は情報通信技術活用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する措置とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第8条第1項又は情報通信技術活用条例第5条第1項の規定により書面等に係る電磁的記録に記載されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して縦覧等に供する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記載されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第6条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第9条第1項又は情報通信技術活用条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調整する方法により行うものとする。

2 情報通信技術活用法第9条第3項又は情報通信技術活用条例第6条第3項に規定する氏名

又は名称を明らかにする措置は、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録すること又は公安委員会等の定める情報処理システムを使用して作成等を行うこととする。

(署名等に代わる措置)

第7条 情報通信技術活用法第6条第4項及び情報通信技術活用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(第3条第4項に定める電子証明書に限る。)と併せてこれを送信する措置とする。ただし、警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りではない。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第8条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合
- (3) 前2号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

附 則

この規則は、令和6年2月20日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百三十二号

埼玉県議会令和六年二月定例会を二月二十日に招集する。

令和六年二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

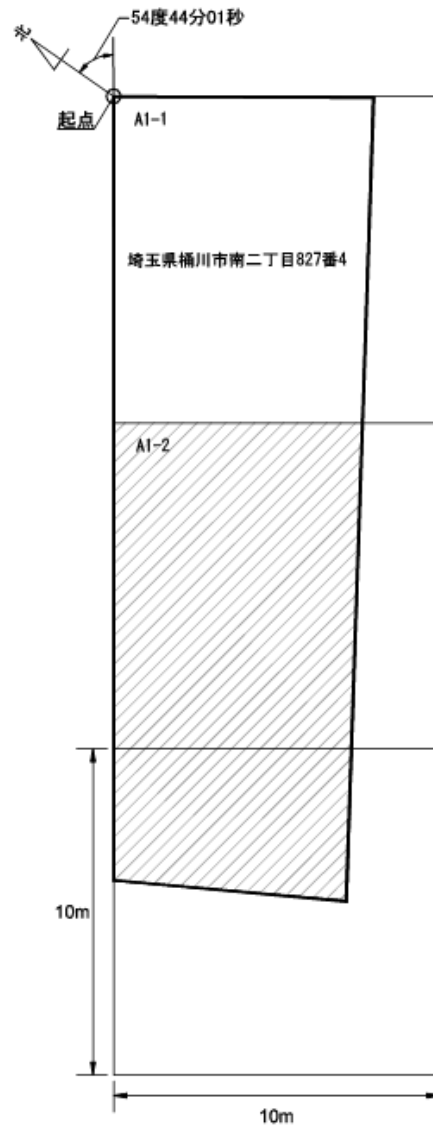
埼玉県告示第百三十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成三十一年埼玉県告示第二十一号により指定した、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の土壤汚染対策法第七条第一項の規定により土地の所有者等が指示を受けている区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和六年二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県桶川市南二丁目八百二十七番四の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
テトラクロロエチレン
- 三 講じられた指示措置等
基準不適合土壤の原位置浄化



〈凡例〉
— 単位区画
— 敷地境界・地番境界
▨ 要措置区域を解除する区画

〈起点〉
起点は、埼玉県桶川市南二丁目827番4の最北端とする。

〈格子の回転角度〉
54度44分01秒

告 示

埼玉県告示第百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フォレオ菖蒲

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲字寺田六千六番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役社長 橋本勝

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

（変更後） 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役社長 大山一也

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地 外 計六者

（変更後） 株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内伸二

栃木県小山市大字卒島千二百九十三番地 外 計五者

ハ 変更年月日

令和三年四月一日外

ニ 届出年月日

令和六年一月二十九日

二 縦覧期間

令和六年二月十三日から令和六年六月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年二月十三日から令和六年六月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

グリーンガーデン武蔵藤沢

埼玉県入間市東藤沢三丁目五十七 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）生活協同組合コープみらい 代表理事 熊崎伸

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号 外 計十一者

（変更後）生活協同組合コープみらい 代表理事 熊崎伸

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号 外 計十者

ハ 変更年月日

令和五年五月三十一日外

ニ 届出年月日

令和六年一月二十五日

二 縦覧期間

令和六年二月十三日から令和六年六月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年二月十三日から令和六年六月十三日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフガーデン東松山

埼玉県東松山市あずま町四丁目八番三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外 計七者

（変更後）株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外 計七者

ハ 変更年月日

令和五年三月一日

ニ 届出年月日

令和六年一月二十五日

二 縦覧期間

令和六年二月十三日から令和六年六月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和六年二月十三日から令和六年六月十三日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第百三十七号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和六年二月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一イ 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

埼玉県児玉郡神川町（次の図に示す部分に限る。）

ロ 保安林として指定された目的

水源のかん養

ハ 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は、定めない。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村

に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二イ 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

埼玉県児玉郡神川町（次の図に示す部分に限る。）

ロ 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

ハ 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

（一）次の森林については、主伐は、択伐による。

神川町（次の図に示す部分に限る。）

（二）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（三）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村

に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（四）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

三イ 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

埼玉県児玉郡神川町（次の図に示す部分に限る。）

ロ 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

ハ 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

神川町（次の図に示す部分に限る。）

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び神川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和六年二月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 金澤 圭 竹

一 許可番号

令和四年十二月十五日

指令川建セ第〇四〇〇九〇号

二 検査済証番号

令和六年二月八日

川建セ第〇五〇二三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字西ノ入字早道場樋口六百二十五番六、六百二十五番七、六百二十八番一、六百四十一番一、六百四十一番二、六百四十二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県豊田市広久手町六丁目十一番地

株式会社アラキ製作所 代表取締役 荒木 崇志

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年二月十三日

埼玉県下水道事業管理者 山崎 達也

- 1 購入等件名及び数量
荒川上流及び市野川流域下水道維持管理包括委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当 埼玉県桶川市小針領家 939
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 5 年 12 月 14 日
- 4 随意契約の相手の氏名及び住所
エコロジーフォース・ヴェオリア共同企業体
代表構成員
株式会社エコロジーフォース 埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目 1 番 1
号
構成員
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 東京都港区海岸三丁目 20 番 20 号ヨコ
ソーレインボータワー
- 5 随意契約に係る契約金額
1,724,800,000 円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 8 号に該当

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年二月十三日

埼玉県下水道事業管理者 山崎 達也

- 1 購入等件名及び数量
利根川右岸流域下水道維持管理包括委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当 埼玉県桶川市小針領家 939
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 5 年 12 月 14 日
- 4 随意契約の相手の氏名及び住所
テスコ・前澤工業共同企業体
代表構成員
テスコ株式会社 東京都千代田区西神田一丁目 4 番 5 号
構成員
前澤工業株式会社 埼玉県川口市仲町 5 番 11 号
- 5 随意契約に係る契約金額
1,188,000,000 円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 8 号に該当

告 示

埼玉県選管告示第二号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和六年二月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和六年二月十三日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 桶川市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて
イ その他